

前回の審議会で回答を保留した事項について

番号	保留事項	回 答
1 本則 関係	(1) 会議録又は会議要旨の記載事項で、国のガイドラインにある「議題」がないことについて	「日時、場所、出席者、議題、発言の内容等を記載するものとする。」と修正します。
	(2) 審議会で廃棄の是非を判断する際に、歴史館の職員に協力を求めることの可否について	審議会は、条例第 30 条の規定により、実施機関又は知事に対して必要な協力を求めることができるため、可能と考えます。
2 別表 第 2 関係	(1) 重要な政策事項の指定に係るスケジュール及び緊急的に指定する際の手続について	12 月の公文書審議会で指定する項目及び指定に係る手続についてお示しします。
	(2) 「保存期間満了時」と「保存期間の満了時」の用語の統一について	「保存期間の満了時」に統一します。
	(3) 陳情等に関する項目の区分欄に括弧書きで「～に掲げるものを除く。」と記載し、それ以外の項目でも読めるようにすることについて	御提案の規定の追加をしなくても、事案の進展に応じて個々の類型に従った保存期間の設定が可能であり、短期間の保存期間の設定による運用の支障が想定できないことから、原案どおりとします。
	(4) 公文書分類表を「常用」とすることと第 13 条との整合について	「常用」とはせず、保存期間を 1 年とする公文書として取り扱うこととします。
	(5) 「決裁文書処理簿」の作成の有無及び保存期間について	決裁文書処理簿は作成しておりません。
	(6) 行政代執行の保存期間を 30 年に一本化することの可否について	原案のとおり 30 年、10 年の 2 段階とします。理由は次のとおりです。 《理由》 (1) 他県の例では、30 年のみとしている県は少なく（2 県／11 県）、30 年、10 年を含む複数の区分を設定している県が過半数（6 県／11 県）である。（別紙参照） (2) 保存期間を一律 30 年とした場合、管理が負担になる場合がある。案件によっては、10 年保存して必要に応じて延長していくことを選択できる余地を残したい。

行政代執行に関する公文書の保存期間

	公文書の類型	保存期間
国 (ガイドライン)	(記載なし)	—
島根県	土地収用裁決及び行政代執行に関するもので重要なもの	30年
	土地収用裁決及び行政代執行に関するもの	10年
熊本県	行政代執行の決定及びその経緯	10年
鳥取県	行政代執行の決定及びその経緯に関する文書	30年
香川県	(11)行政代執行に関する行政文書で歴史資料として特に重要なもの	30年
	(12)行政代執行に関する行政文書で特に重要なもの((11)に掲げるものを除く。)	30年
	(13)行政代執行に関する行政文書で重要なもの((11)及び(12)に掲げるものを除く。)	10年
	(14)行政代執行に関する行政文書((11)から(13)までに掲げるもの及び軽易なものを除く。)	5年
東京都	(記載なし)	—
愛媛県	行政代執行に関する文書で重要なもの	長期(10年を超える期間)
	行政代執行に関する文書	10年
山形県	行政代執行に関するもので重要なものに関する公文書	30年
	行政代執行に関する公文書	10年
滋賀県	行政代執行に関する事項	30年。ただし、動産の移転その他の軽易なものにあつては、10年
高知県	行政代執行に関するもの	30年
兵庫県	(記載なし)	—
新潟県	行政代執行に関する行政文書(重要なものに限る。)	30年
	行政代執行に関する行政文書(重要なものを除く。)	10年
三重県	行政代執行に関するもの	10年
群馬県	イ 行政代執行に関するもののうち、重要なものに関する公文書	30年
	ロ 行政代執行に関する公文書(イに該当するものを除く。)	10年